

# 島根県知事選挙

# 島根県議会議員一般選挙

# 4月8日(日)は選挙に行こう



4月8日(日)は、島根県の未来を託す人を選ぶ島根県知事選挙(告示日3月22日)及び島根県議会議員一般選挙(告示日3月30日)の投票日です。

私たちの住む島根県の今後を左右する大事な選挙。無関心ではられません。明るい未来のため、また、選挙権のない子どもたちのためにも、あなたの貴重な一票を大切に、ぜひ投票しましょう。

## 投票所での投票のしかた

**投票日**

4月8日

**投票時間**

午前7時から  
午後8時まで

ただし、次の投票所の終了時間は午後7時までです。  
ご注意ください。

**【出雲地域】**

・上津、稗原、朝山、乙立  
地区の各投票所

**【佐田・多伎地域】**

・すべての投票所

投票場所/入場券に記載されている投票所

投票方法/投票所での流れは次のとおりです。

**選挙人名簿の登録確認**

投票所で入場券を係員に渡し、選挙人名簿の登録確認を受けます。

**島根県知事選挙の投票**

島根県知事選挙の投票用紙(白色に黒字印刷)を受け取り、投票したい候補者の氏名の上の欄に備え付けのスタンプペンで、印を押して、投票箱に入れます。

入場券を忘れずに



**島根県議会議員選挙の投票**

次に、島根県議会議員選挙の投票用紙(あさぎ色に黒字印刷)を受け取り、投票したい候補者1人の氏名を書いて、投票箱に入れます。



一部投票所は午後7時まで



あしたの笑顔のために  
いま、あなたの一票を...

### 出雲市で投票できる人

出雲市で投票できるのは市の選挙人名簿に登録されていて、選挙当日に選挙権がある人です。

選挙人名簿に載っているのは、昭和62年4月9日までに生まれた人で、昨年12月29日までに出雲市へ転入の届出をした人です。

### 県内で住所を異動した人

昨年12月30日以降に市内へ転入した人でも、県内の市町村からの転入であれば(1回の住所異動に限り)、前の住所地の投票所で投票することができます。この場合には、市町村が発行する「引き続き県内に住所を有する旨の証明書」などが必要になります。

### 市内で住所を異動した人

3月17日現在の住所地の投票区での投票になります。この日以降に市内で住所が変わった人はご注意ください。

詳しくは、市選挙管理委員会、各支所までおたずねください。

### 投票所の入場券

入場券は、3月28日ごろまでに、はがきで郵送します。有権者1人につき、はがき1枚が届きます。

配達の場合で、近隣あるいは同一世帯でも日にちがずれ届くことがありますので、ご了承ください。

なお、入場券をなくしたり、忘れたりした場合でも、投票はできません。本人であることを確認できる証明書(運転免許証、保険証など)を持参し、選挙当日に投票所の職員に申し出てください。

### 投票所について

次の3投票所以外は、前回の選挙時の投票所と変更はありません。投票所は入場券に記載しています。

- 投票所が変わる投票区**
- 平田第12投票区/布勢避難所 光中学校
  - 難所 光中学校
  - 平田第31投票区/西地合公民館 東地合集会所
  - 大社第8投票区/荒木コミュニティセンター 荒木サポーターセンター

### 選挙公報

候補者の氏名、経歴、政見などが掲載された選挙公報を、新聞折り込みにより4月4日に各家庭に届けます。

山陰中央新報、読売、朝日、毎日、産経、中国の各新聞に折り込みますが、これらの新聞を購読していないなどの理由により届かない家庭は、市役所、各支所、コミュニティセンター、広報文書の拠点配布場所に置いてありますので、お取りください。



### ポスター掲示場

市内701か所に公営ポスター掲示場を設置します。ポスターが破れたり、はがれたりしているのを見かけた人は、市選挙管理委員会または各支所まで連絡してください。

## みんなですすめよう『三ない運動』

明るい選挙を実現するために...

政治家は有権者に寄付を贈らない

有権者は政治家に寄付を求めない

政治家から有権者への寄付は受け取らない



贈らない・求めない・受け取らない